

水産政策審議会企画部会
第99回議事録

水産庁増殖推進部栽培養殖課

水産政策審議会第99回企画部会

1. 開会及び閉会日時

開会 令和4年6月20日(月)16時00分

閉会 令和4年6月20日(月)17時10分

2. 出席委員(五十音順、敬称略)

(委員) 石井 ユミ 大瀬 由生子 佐々木 貴文 佐藤 由也 田辺 恵子
中川 めぐみ 三浦 秀樹 山下 東子 山本 徹 吉川 文

(特別委員) 大谷 勉 川原 明子 窪川 かおる 久保田 正 後藤 理恵
佐々木 ひろこ 高橋 健二 永沼 博明 中村 清作 野田 一夫
深川 英穂 結城 未来 和田 律子

3. その他出席

(水産庁) 廣野増殖推進部長 櫻井栽培養殖課長 柿沼内水面漁業振興室長

4. 議 事

別紙のとおり

水産政策審議会第99回企画部会
議事次第

日 時：令和4年6月20日（月）16:00～17:10

場 所：農林水産省8階 水産庁資源管理部第1会議室
（東京都千代田区霞が関1丁目2番1号）

1 開 会

2 挨 拶

3 議 事

- （1）「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針」（案）
について（諮問第393号）
- （2）「内水面漁業の振興に関する法律に基づく国の基本的な方針」（案）について
（諮問第394号）

4 閉 会

○栽培養殖課長 定刻を少し過ぎましたが、ただいまから水産政策審議会第99回企画部会を開催したいと思います。

本日の事務局を務めます栽培養殖課長の櫻井です。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の企画部会ですが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、原則として委員及び特別委員にはウェブ会議システムから御参加いただく形で開催させていただいております。

これからも御発言の際は、ウェブ会議システム上で挙手ボタンをクリックしていただきまして、発言の意思表示をしていただき、御発言されるまでは音声はミュートに設定の上、御発言の際にミュートを解除して御発言いただきますようよろしくお願いいたします。

また、音声トラブル等がある場合は、ウェブ会議システムチャット機能に打ち込んでいただいて、事務局までその旨お知らせいただければと思います。

開会に当たりまして、増殖推進部長の廣野より御挨拶を申し上げます。

○増殖推進部長 どうもお疲れさまでございます。増殖推進部長の廣野です。今日はよろしくお願いいたします。

水産政策審議会第99回企画部会の開催に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

まず初めに、本日御出席の委員の皆様、特別委員の皆様方におかれましては、日頃から水産政策の推進に御協力いただいております。この場を借りて厚く御礼申し上げます。

本日の企画部会でございますが、新たな基本計画がこの3月に策定されたことを受けまして、栽培漁業と内水面漁業に関する二つの基本方針について審議をお願いいたします。

栽培漁業の方でございますが、栽培漁業の方針は沿岸漁場整備開発法に基づきまして、昭和59年から策定しております。今回8度目の策定ということでございます。一方、内水面基本方針は内水面漁業の振興に関する法律に基づきまして、平成26年に定めまして、おおむね5年ごとの改定で今回2回目となります。

内容については詳細を後ほど担当から説明申し上げます。委員及び特別委員の皆様には、限られた時間ではございますが、忌憚のない御意見を賜りますようよろしくお願いいたします。今日はよろしくお願いいたします。

○栽培養殖課長 廣野部長、ありがとうございました。

続きまして、委員の出席状況について御報告いたします。

水産政策審議会令第8条第1項の規定により、審議会の定足数は過半数とされておりますが、本日は委員11名中ウェブによる参加を含めまして10名の方が御出席されており、定

足数を満たしておりますので、本日の企画部会は成立していることを御報告いたします。

また、特別委員におかれましては、16名中ウェブによる参加13名の方が御出席されております。

続きまして、当審議会の議事の取扱いにつきまして御説明いたします。

水産政策審議会につきましては、水産政策審議会議事規則第6条に基づき公開で行うこととなっております。また、第9条第2項に基づき議事録を作成し、縦覧に供するものとされております。さらに、本日諮問させていただく講じようとする基本方針等につきましては、水産基本法第10条第3項（注：正しくは、「沿岸漁場整備開発法第6条第1項及び内水面漁業の振興に関する法律第9条第4項」）により審議会の意見を聴くこととされており、この議決については水産政策審議会令第6条第6項に基づき定めた水産政策審議会議事規則第11条第3項により、当部会の決議をもって審議会の議決とすることができるかとされておりますので、併せて報告させていただきます。

では、本日の配布資料の確認をさせていただきます。ウェブ会議での参加の皆様には、事前にメールにて資料を送付させていただいております。

会議次第の裏に印刷されている資料一覧のとおりでありまして、資料1として委員名簿、資料2-1、2-2、2-3、2-4は栽培漁業方針に係る資料、3-1、3-2、3-3、3-4は内水面基本方針に係る資料でございます。また、一覧にはないもので参考資料として栽培基本方針は1種類、内水面基本方針は2種類資料が付いておりますので、御確認いただければと思います。

問題はないでしょうか、欠落等。あれば後ほどお声がけをまた頂ければと思います。

それでは、次に進ませていただきます。

それでは、山下部会長、議事進行をお願いいたします。

○山下部会長 分かりました。

皆さん、こんにちは。本日はお集まりくださって、ありがとうございます。これから議事に入りますが、その前に昨日、能登半島で大きな地震がございました。もし関係の方で被害に遭われた方がいらっしゃいましたら、心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、議事でございます。

本日の議題は諮問事項である水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針（案）について及び内水面漁業の振興に関する基本的な方針（案）についてでございます。

本日の企画部会は17時までの予定となっておりますので、議事進行への御協力、よろしくをお願いいたします。

それでは、まず初めに諮問事項である水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針（案）について諮問を受けたいと思います。

○栽培養殖課長 栽培養殖課長でございます。

こちらにつきましては、農林水産大臣、金子原二郎より水産生産審議会、田中栄次会長に対する諮問でございます。

沿岸漁場整備開発法第6条第1項の規定に基づき、資料2-1から2-4の水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針（案）について、貴審議会の意見を求めるものでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○山下部会長 それでは、ただいま御覧のと通りの画面でございますが、この諮問書です。令和4年6月20日付で水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針（案）について（諮問第393号）を受け取りました。事務局から資料の説明をお願いいたします。

○栽培養殖課長 栽培養殖課長でございます。

改めて資料2-1を御覧ください。諮問文を読み上げます。

4水推第494号。

令和4年6月20日。

水産政策審議会会長、田中栄次殿。

農林水産大臣、金子原二郎。

水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針（案）について（諮問第393号）。

沿岸漁場整備開発法（昭和49年法律第49号）第6条第1項の規定に基づき、別紙の水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針（案）について、貴審議会の意見を求める。

ここまでが諮問文でございます。

次に、資料2-2を御覧ください。

1枚紙となっておりますが、栽培漁業基本方針と言われておるものでございますが、これの概要です。この次から出てまいります。基本方針案自体は前書きに相当する前文と、それから、この2-2にありますような第1から第3の3部構成となっております。今回

の案で書き足したところや修正を加えたところ、主要な変更点には項目のところの下線を引いてあります。

資料2-2をちょっとテーブルの脇に置いていただきまして、資料2-3で御説明したいと思っておりますので、横紙、新旧対照表の資料2-3を御覧ください。

こちらの右側に現行方針がありまして、左側が次期基本方針案ということになっており、主要な変更点のところそれぞれ下線が引いてあって、どこに変更したところがあるのかというようなことが直感的に分かるようになっております。

1ページは前文、前書きの部分です。特に1ページにつきましては、栽培漁業の歴史や果たしてきた役割について記載しております。また、下に近いところですが、平成27年に右側の方の現行の基本方針が策定されておりますが、その後の流れとして、水産政策の改革や漁業法改正について触れております。これらと栽培漁業という政策ですが、その関係についても記載しております。

2ページを御覧ください。

2ページの中段辺りから、これから5ページまで続きますが、本編であります第1から第3までに記載された内容を概観するような記載となっております。こちらは後ほど第1から第3について御説明しますので、そういうことが書いてあるんだというふうに認識いただければと思います。

6ページを御覧ください。

前文の終わりの部分でございますが、6ページの左側の2パラ目ですが、「これらの課題に対応するため」という段落があります。この基本方針案ですが、水産庁の方で栽培漁業基本方針の検討会というのを有識者に集まっていたいただきまして開催してございました。そこでの議論を基に方針案を作ってきたということなんですが、その検討会の議論が一定の結論を得たのは今年1月の末というようなことで、流れとしては、その後3月の末に近いところで水産基本計画が閣議決定されております。

全ての基本計画系はそうですが、水産基本計画はほぼ上位計画ということになっておりますので、ここにありますように3月25日に閣議決定された水産基本計画を受けて、前文のまとめのところ水産基本計画が閣議決定されたのだということで、この中で栽培漁業に関する主要部分を引いてまとめとしております。そういったことがあって、この部分は水産庁における最終調整のところ入れたものだというふうに認識していただければと思います。

それから、その下、「このような状況を踏まえ」ということで、この部分はあまり変更したようになっていませんけれども、本当のまとめという意味で推進体制、この後いろいろこの基本計画に基づき県の方でも計画を作っていただくというようなことで進んでいくこととなりますので、推進体制について触れております。

6 ページの一番下のところからは第 1 の水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本的な指針及び指標ということになっております。

7 ページにいただいて、1 番目の項目は漁獲管理との一体的な取組ということで、真ん中のところ以降ですけれども、栽培漁業については資源管理の枠組みの中でやっていくというのが大前提ということになっておりますので、その中でというようなことを置いて、漁獲管理との一体的かつ効率的な取組を行い、効果的な栽培漁業を推進するという記載を新たに盛り込んでおります。

それから、資源管理の前提で資源評価というのをやっていって、高めていくということになっていくわけですが、天然由来の加入量と放流由来の加入量の定量的な評価というようなことも行っていく、高めていくということですし、放流種苗による漁獲量の増加への貢献度の把握といったようなことも進んでいく、トータルとして効果的に栽培漁業の実施の基礎となる知見の収集・公表に努めるということを記載しております。

7 ページの一番下のところからがその次の項目、(2) の放流効果の検証に基づく対象種の重点化を踏まえた効果的な栽培漁業の推進ということで、資源管理の方では、MSY ベースの資源評価を基にした調査、効果の把握といったことが進んでいくということですので、併せて栽培漁業の方も放流効果の検証を行っていくということにしております。また、必ずしも全てのものの資源がMSY ベースの資源評価で行われるわけではないわけですが、そうした魚種についても定量的な指標に基づく種苗放流の効果の検証に努めていくというような考え方がここに書いております。

それから、(2) の最後のところに近いところですが、種苗放流効果の検証に当たっては、幅広い関係者の意見を聴くこととするというようなことで、要は科学的な知見をベースにし、めり張りをつけて栽培漁業を進めていくということですが、当然現場をはじめとする関係者の方々の御意見というのも重々参考にしながら、聞きながら進めていくということがここに書いてあります。

9 ページを御覧ください。

(4) のところが広域プランに基づく広域種の種苗放流の取組ということで、このとこ

ろの真ん中辺りに海域協議会というのがある、これは5ページに定義が書いてあるんですけども、全国を6つの海域に分けた海域協議会と呼ばれるものがもう既に組織されております。ここで広域プランというようなものを作っているということですので、これがより効果的な取組となるように、ここに挙げてありますけれども、適地、適期、それから、適した放流サイズでの種苗放流の実施というようなことを更に進めるということ、それから、受益に見合った費用負担の公平化、これは水産庁の方でやっておりました検討会でも随分議論になったところですけども、参考資料の方にトラフグのようなものが事例として挙げてありますので、後ほど御覧いただければと思います。費用負担の公平化というのは、今後の栽培漁業の大きな課題であろうというようなことで書いてあります。

それから、次が(5)の共同種苗生産体制の構築ということで、施設整備で各栽培漁業の施設が古くなって老朽化しているというような実態問題がありますが、適宜更新を進めていくということなんですが、単一の都道府県による種苗生産施設の運営が困難な場合には、複数でやっていくような仕組みも整えていかなければいけないというようなことがここに書いてあります。

それから、(6)のところ、10ページを御覧ください。

(6)が放流の効果の把握と生物多様性の保全への配慮ということで、モニタリングだとか、それから、生物多様性への配慮は今まで以上に求められてきますし、それに対応していく必要があるだろうということが記載しております。

それから、(7)のところ、栽培漁業に関する国民の理解の醸成と普及ということで、遊漁という文字が11ページの冒頭のところにあると思いますけれども、いわゆる漁業セクターではない人たちが、遊漁なんか筆頭ですけども、そういう人たちの理解も得ながら、場合によっては費用負担みたいなことも検討しながらやっていく必要があるんじゃないか、そういったことのベースになる理解の醸成と普及ということがより必要になってくるであろうということで記載しております。

それから、11ページを御覧ください。

(9)のところ、東日本大震災からの復興という項目がありまして、現行の基本方針の期間中に大震災から10年が経過したということも受けて、被災海域と呼ばれる海域での復興支援については、これまでも種苗放流という観点でやってきましたが、今後も引き続き取り組んでいくということが書いてあります。

それから、11ページの一番下のところですね。主な栽培漁業対象種の漁獲動向の見直し

ということで、これは従来は後でたどり着きますけれども、右側の方の現行方針の一番後ろのところには目標を定めた付表というのが魚種別に付いておりました。ただ、これは資源管理と一体になって進んでいくということであれば、12ページの最初に書いてあるように各種・各系群の資源評価結果というのが正にそういったことになるということなので、それはこれから整理されていくということですので、付表は必要なくなるということで、今回の基本方針案では付表はなくしております。

それから、その次が第2の水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に係る技術の開発に係る事項ということで、その下が(1)の栽培漁業の推進のための技術開発の推進という項目になっております。技術開発については引き続き進めていくということですが、ポイントについては、この下線部の真ん中辺りですかね、消費者ニーズが高くて大量種苗生産技術の開発に対する要望が強いものについて、今後も新たな栽培漁業対象種として技術開発に取り組んでいくということ。それから、一番下の項目のところ、12ページの一番下のところですが、調査だとか手法の高度化、栽培漁業の効果的な在り方の検討に資するようということで、調査の充実や手法の高度化にも努めるということがここに記載してあります。

それから、13ページを御覧ください。

下の方、(3)に技術の維持と継承という項目があります。先ほどから何度か出てきております栽培漁業検討会、有識者による検討会でもこの分野については議論がかなりあった点です。13ページの一番下のところにありますように、生産技術者が高齢化するという一方で、必ずしも後継者がみんな育っているわけではないというような状況を踏まえて、より広い連携、関係都道府県間での連携が必要であろう。それから、もう一つは、栽培漁業も長く続けてきましたので、魚種によってはいわゆる卒業と言われているように放流が必要なくなるような資源状況になってきたものもあるということなんです。そういう場合であっても、その後、環境変動により資源が急激に悪化したりとかということは想定されますので、そういったことに向けて種苗放流を再開するということも視野に入れた対応を行うとか準備しておく必要があるであろうということがここに書いてあります。

それから、14ページの(5)遺伝子組換え生物等の取扱いということで、ここはいろいろちょっと正確を期するという意味でかなり分かりづらい記載になっていますが、要はカルタヘナ法に基づく遺伝子導入されたような生物ですけれども、それは放流しない、栽培漁業では取り扱わない。それから、2番目がゲノム編集をされたような種苗、これも取り

扱わない。それから、最後のところに書いてあるのは三倍体のようなものが典型ですけれども、これもやらないということで、天然海域への放流を大量にするものですから、こういったようなものについては栽培漁業としては取り扱わないということがこの部分に書いてあります。

それから、15ページを御覧ください。

真ん中辺りですが、第3、その他というところが書いてあります。その他水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する重要事項ということで、めくっていただいて16ページ、これが文字としては最後の部分になりますけれども、(2)のところでは栽培漁業協会等の連携体制の強化ということで変えた部分はありますけれども、基本は年月の経過を踏まえて、現状に沿った記載ということで変更してあります。

それから、最後にこの基本方針の期間ということで、令和4年度から令和8年までとするということが書いてあります。

それから、繰り返しになりますが、17ページの方はいわゆる付表と言っているものが今回なくなるという御説明をしましたが、それが反映されているということだと御理解いただきたいと思います。

これが資料2-3の説明です。

それで、資料としては2-4がありまして、これがいわゆる公示、これから諮問・答申を頂ければ公示していくこととなりますが、これを形にした縦書きのもの、それから、参考資料として今年の2月に企画部会でこの基本方針の骨子について御議論いただいた際の資料を付けておりますので、必要に応じ御参照いただければと思います。

次に、この基本方針案についてですが、5月6日から6月4日の間、パブリックコメントを行っております。4件の意見が寄せられておりますが、いずれもこの基本方針の記載に直接影響を与えるようなものではないことから、御意見として承るというようなことで対応したいというふうに考えております。

以上が栽培漁業基本方針案の内容説明となります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○山下部会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありました資料についてこれから御審議いただきたいと思っております。何か御意見ございましたら挙手ボタンをクリックしてくださるようよろしくお願いいたします。いかがでしょうか。パーみたいな赤いマークが出る挙手ボタンですけれども、

事務局の方でどなたか挙手ボタンが挙がっていたら教えてください。

では、三浦委員、お願いします。

○三浦委員 全漁連の三浦でございます。

私の方からは意見といたしまして2点発言をさせていただきます。

まず1点目でございますが、先ほどの水産庁からの説明では、資料2-3の6ページの修正部分については水産基本計画の策定を受けて水産庁内で最終的に文章の追加をしたとの説明がありましたが、水産基本計画の栽培漁業にかかる記述では、栽培漁業基本方針に基づき実施されることとされていると書かれています。今回の基本方針の文案については、委員会の委員長である和田座長や、本会職員も入った中で、委員会にて真剣に議論されて出来上がったものと我々としても受け止めておりました。

そうした中、加筆修正についてはあらかじめ委員に説明し、了解を得るなどの丁寧な対応というものが必要であるべきところ、今回はそれが本当に不十分であったように様々なところから聞こえてきています。今後はこのようなことがないように、水産庁におかれては十分留意をしていただきたいというのがまず1点目でございます。

そして、2点目ですが、基本方針の全体に関して、ヒラメやマダイなどの栽培対象魚種につきましては、遊漁による採捕というものが相当数あるというふうに考えられていることから、今後はこれらの魚種の資源管理を推進するためには、国等の行政機関による栽培漁業の推進が必要不可欠になるのではないかと考えているところでございます。また、海洋環境の激変を乗り越えて漁獲量増大に向けた取組を進めるためにも、そしてまた、魚が獲れなくなればなるほど漁業者の栽培漁業への期待というものが非常に高まっているところでございます。

今回の基本方針は今後の栽培漁業の方向性を示すものであり、各都道府県で行う栽培漁業の方針にも大きく影響を与えるものでございます。こうした中、資源管理の一環として、そしてまた、漁獲管理と一体として捉えるということでございますので、国は関係漁業者の理解と納得を得てしっかりと栽培漁業を推進して、支援していくという姿勢をしっかりと示していただきたいということを意見として言わせていただきます。

以上でございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

事務局、水産庁さんからお答えがあるかもしれませんが、ほかの方の御意見がないか伺ってからにいたします。

ほかにはいかがでございましょうか。

では、中川委員、お願いします。

○中川委員 ありがとうございます。ウオーの中川です。

10ページから11ページの遊漁についての協力の部分なんですが、私もこちらはすごく大事だと思っています。私自身も一釣り人としていろんなところで釣りをさせていただいているんですけども、やはり私を含め釣り人たちは、今後も持続可能に楽しい釣りをしていきたいと思っています。そして現在、恐らく気がつかない中でこういった栽培漁業の恩恵にあずかっているところがあると思います。そういった事情などを知れば、今後も楽しく釣りをするために募金を含め何かしらの協力をしたいという釣り人は一定数いると思っております、是非巻き込んでいただきたいです。

ただ、その巻き込みにあたってはコミュニケーションが本当に大切だなと思っています。そもそもこういった恩恵を受けているということさえも知らないというのが恐らく今の釣り人の方の大半だと思いますので、そこから丁寧に伝えていく。あとは何かしたいと思った方が、行動を起こしやすくする工夫が必要です。例えば今も、地域によって募金みたいな形もあるんですけども、募金は入れに行くのにも一勇気要ったりして、本当は募金したいんだけどできないという方など、いろんな方がいらっしゃると思うので、そうした方法やコミュニケーションを釣りの現場の方たちも巻き込みながら丁寧に行っていけたらうれしいなと思います。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

高橋委員、お願いします。

○高橋特別委員 高橋です。

全体的に見まして、これに反対していることはないですが、ちょっと気がかりな点で、現在放流をした後、稚魚なり放流された種苗が磯焼け等々によって餌というものをどのように取得、捕食をして成長していくかというようなものをどのようにお考えなのかお聞かせ願いたいと思っています。サケマスの放流の回帰率の悪化ですね。ほとんど帰ってきていないというふうな状態の中でも放流を続けることは決して悪いことではないと思いますので計画そのものについては了としますが、そもそも回帰率がどれだけ担保できるのか、この辺はどのような考えなのか。ただ放流をして、それで結構ということではなくて、や

はり生存率をどのように高めていくかということが非常に重要な問題ではないのかなと思っております。そういう意味では、現在日本国内で騒がれているとおり、磯焼けによって様々な海藻がほとんど生息をしないというような状況になってきて、放流したこれらの稚魚の餌をどのように考え、捕食させるにはどのような対策を持っているのか基本計画の中では一切言及をされておられませんので、その辺は水産庁としてどうお考えなのか教えていただければと思います。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

窪川委員、お願いします。

○窪川特別委員 ありがとうございます。

私は小さなことですが、説明を頂きまして、例えば10ページのDNA情報についての記述、あるいは11ページ、ほかにも遊漁に関する事、そして、国民の理解の増進等もありましたし、また、最後の方にゲノム編集に関する記述もありました。今まで漠然としていたこと、気になるところも具体的に細かく書かれているので、この方針によって国民の理解も進む、関心も増えると思えました。特にパンフレット等々あるいは説明していくことに関しては、実際に具体的に取組んで広めていただきたいと思えます。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

田辺委員、お願いします。

○田辺委員 主婦連合会の田辺です。よろしくお願ひいたします。

資料2-3の14ページなんですけれども、遺伝子組換え生物等の取扱いというところで先ほど御説明でも分かりにくくてというふうにおっしゃられていましたけれども、確かにこれは分かりにくいと思えます。遺伝子組換えとゲノム編集の技術は違うということが明確に分かるように、それから、遺伝子組換え及びゲノム編集を利用しているものについては資源増大への寄与が明確ではないことから種苗放流は行わないというふうに記載されておりますけれども、むしろ生物多様性を守り、環境や生態系への影響を配慮してということの方が私はじっくりくるんですが、いかがなんでしょうか。

以上でございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

佐々木ひろこ委員、お願いします。

○佐々木（ひ）特別委員 ありがとうございます。佐々木でございます。

私の方からは質問を1点だけさせていただきたく思います。11ページのところに種苗放流と種苗の育成の場の整備との連携というふうにございますけれども、先ほど高橋委員の方からも御発言ありましたが、今、藻場がかなり磯焼けのために減ってきているという環境がある中で、今回の策定の中の魚種として挙げられているウニとかアワビというのは藻場を逆に食べる栽培種です。その藻場を守るという観点と栽培漁業を推進するというところで、これはどのように調整されているのか、調査をどのように進められて栽培漁業を推進されているのか、もしお答えいただけるのであれば大変うれしく思います。よろしく願いいたします。

○山下部会長 ありがとうございます。

全青連ですね。中村委員、お願いします。

○中村特別委員 お願いします。聞こえますか。

○山下部会長 聞こえます。

○中村特別委員 遊漁の件です。私個人としての漁業者としてやはり同じ水産資源を分かち合う者として、同じような負担は遊漁の方々にもお願いしたいなという思いは常々持っておりました。今回、水産庁の方がそういったことを念頭にこれから議論していく段階に進めようとしていただいているということでもうれしく思っているんですけども、外国では釣り人にライセンス制を導入している国もあるようですが、今後の検討の方向性について気にしています。

それと、もしライセンス制にしたとして、実際海の護岸域であったりボートで出ている人たち、その方々がライセンスを持っているかどうかというのをどうやって把握していくのか、それを県庁がするのか、若しくは漁業者たちに仕事として落としていくのか。遊漁の管理方策について検討していかれるのかと思いますが、いずれにせよ、同じ資源を共有する漁業者と遊漁者とが共存していけるような管理の方向になればうれしいなと思います。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

野田委員、お願いします。

○野田特別委員 野田です。

私の方で質問なんですけれども、水産動物の生産をする際に餌を区域内で、虫を栽培するとか、あとはキャベツを栽培するとか、そういったことになった場合には、水産庁さんの範囲を越えるといううんぬんの話が出てこないかなというところを危惧しておりまして、そういった種苗の餌については、水産庁の範囲を越えたものと同じ区域内で生産しても大丈夫なのかどうかというのをちょっと確認したかったということです。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

以上ですか。

私もそうしたら1点だけ、ほかの皆様が質問されたことと関連するので、12ページの消費者ニーズのことですね。第2の(1)の消費者ニーズが高いものについてはこれから技術開発をするということなんです、その消費者ニーズというのは何を指しているかを一応確認させていただこうと思いました。消費者が栽培漁業をしてほしいというニーズなのか、消費者がもっと食べたいというニーズなのか、あるいは遊漁の話がどんどん出ていましたけれども、消費者が遊漁でもっと獲りたいから栽培漁業をしてくれと、そういうニーズまで含めて考えるのかという考え方について教えていただければというふうに思いました。これが私からの質問です。

それで、今結城委員から手を挙げていただいているようです。結城委員、お願いします。

○結城特別委員 失礼しました。結城でございます。よろしくお願ひいたします。

先ほど窪川委員からも国民の理解がすすむような内容になっているので非常にいいという御発言がありましたけれども、私もそういう内容を加えていただいて本当に有り難いと思っております。国民への理解醸成という部分、6ページに加えていただきました。その具体的な部分が10ページ、11ページ辺りだと思います。これは特に関係者への理解というように強調されていますので、もちろんそれも含めてということだと思っておりますが、国民に対して例えば栽培漁業のそれぞれの漁場の様子、実態なども少し理解を深めるために詳細に公開していくとか、もう少し突っ込んだ公開の仕方についての記述があるとありがたいなど。そうすれば皆さんも更に安心でおいしく頂けるのではないかなと思っております。よろしくお願ひいたします。

○山下部会長 ありがとうございます。

今挙手いただいている方々は以上かと思うんですが、この後、質問が幾つかございましたので、手短かに事務局の方からお答えを願ひできますでしょうか。

○栽培養殖課長 栽培養殖課長です。

意見も含めてお答えできる場所は順次お答えしていきたいと思います。

まずは三浦委員から意見として出された手続の話は、時間が足りなかったということについてはおわびを申し上げます。最終調整しておりまして、パブコメも含めてとかいろいろなことがあったんですけども、今後そういうことがないように対応してまいりたいというふうに思っております。

それから、高橋委員の方から磯焼けに関連してアワビ、ウニのお話もありましたけれども、一つは、ウニとかアワビは正に沿岸の方の話でありまして、ここで磯焼けが従来から問題になっているというのは御指摘のとおりです。一方で、サケマスのお話もありましたけれども、サケの回帰率、昨シーズンが歴史的な不漁だったというのもこれまた御指摘のとおりであります。こちらはどちらかという魚類の方の広域種と呼んでいるような栽培漁業では、そちらの方の問題ということじゃないかと思っ分けて考えるということが必要だと思います。

磯焼けについては、正に沿岸の話として一方で磯焼け対策というのもやっております、そうした公共事業系の事業と一体となって種苗放流をやっていくというような手法も近年開発されておまして、これは効果判定なんかもよりよくやっていくということですので、そういう中で効果が上がっているようなものも出てきているというふうに思っております。

11ページ、新旧対照を御覧いただくと8のところに種苗放流と種苗の育成の場の整備との連携の推進といったような今申し上げたような考え方があって、従来、磯焼けなんかはなかったとき、余り大きな問題でなかったときには栽培漁業でやってきたウニの放流と藻場が共存していたということであり、そういうところへまた戻っていくようなために様子をそれぞれ見ながらやっていくということだと思います。

それから、一方で広域種の魚類の方については、これは説明の中でも申し上げましたが、資源管理の一環としてやっていくという中で資源評価が進んでいきますから、新しいやり方でやっていこうという資源評価の中には放流効果を算定するという項目も入ってきますので、そういう中で分かりやすく言うと、放流をどのくらいした場合というシミュレーションですね。しなかった場合まで含めてシミュレーションをやって、なるべく科学ということなので、データを集めてということですけども、そういった結果が数値で出てくるということにこれからなっていく。まだまだちょっと始まったばかりですけども、なっていくので、そういったもので放流効果というのがより科学的に明らかになってい

く。そういったものを参考にしながら栽培漁業をこれからも進めていくというようなことがトータルとしていろんなところにちりばめられていますけれども、今回の基本方針案にも書いてあるというふうに御理解いただければと思います。

それから、遺伝子のところが分かりにくいという田辺委員の御指摘は、正確に本当に書くようにするとこういうことになっちゃうんですね。これはこれで言い表しているんですけども、確かに私が見ても分かりにくいということなんですが、後段の方で御指摘がありました後継世代への寄与ということじゃなくて、生態系を考慮してということなのではないかということにつきましては、飽くまで科学的にやっていくというのが大前提ということですので、そういう意味で言うと、今現在、もちろん栽培漁業は育種みたいなことはやらないということなので保守的になっているんですが、そういう意味で言うと、現在科学的な理屈ということで整理したとすると、それはやっぱり後世代への資源増大の寄与が明確でないというのが今のところは事実じゃないかということなんですよ。

生態系というお話はいろんなところで出てくるし、分かるんですが、どっちかというところ、これはまだデータも足りないということがあって、むしろこれに乗っかってやっちゃうと予防原則みたいな話になってくるんですね、多分専門用語で言うと。予防原則自体は必ずしも科学じゃないところもありますので、科学との絡みで言えば、今あるような記載というのが現時点では適当なのではないかということです。

いずれにしても、かなりこういったものは行わないというふうに断言してありますので、すごく保守的な考え方で栽培漁業はこれからも進めていくというのが方針だということをもう一回強調しておきたいと思います。

それから、藻場の保護の話ですね。さっきの回答と重複しますが、藻場の保護についても状況を見ながらですけども、支援の手だてを講じながらやっていくというようなことでやっていきますので、そこで取っかかりのこれから始めて藻場をもう一回復活させていこうという例えば初期段階か何かに、大量に栽培漁業の方からウニを放流するというようなことは、これはあり得ませんので、当然関係者が連携を取りながらという中でやっていきますので、藻場の磯焼けの被害が厳しいところはそういった手だてを講じながら、事業の効果なんかも見つつある程度復活してきたところで少しずつ栽培漁業のところをやっていく。それまではそうじゃないところなんかできちんと分けながらやっていくというのが基本的な考え方になっていくと思いますし、現場でモニタリングしながらというお話も今回この中によりモニタリングみたいなことが求められるし、やっていかなきゃいけな

いんだということも盛り込んでありますので、そういったことで現場データを取りながら実態的には進めていただくということじゃないかと思っております。

それから、中村委員からの遊漁のライセンス制のお話ですが、これは栽培漁業というよりは、3月に閣議決定された水産基本計画の方でも遊漁の管理というような項目が初めて立ってこれから検討を進めていくということにしておりますので、そういう中で検討が進んでいくということだと思います。そういう中に考えていく中では、栽培漁業なんかによる効果みたいなことも含まれていくとか、資源評価も進んでいきますので、より科学的にそういったことが明らかになっていくとって議論が進展していくんじゃないかというふうに思っております。

それから、野田委員からのこれは具体的に何か水産庁の範疇を超えたものというのがすみません、私は余り現時点ではイメージできないんですけども、例えば何かというお話がありますか。

○山下部会長 野田委員、お願いします。

○野田特別委員 聞こえますか。

○山下部会長 はい。

○野田特別委員 私の方のイメージだとコオロギの栽培とか、あとはイトミミズだったら水があるからいいけれども、ミミズは土を使っているから駄目だとかそういったイメージですが。

○栽培養殖課長 分かりました。ありがとうございます。

栽培漁業に限らずというか、むしろ栽培養殖課長というのをやっておりますが、我が課では養殖の方も手がけておまして、養殖の方でも養殖生産量を伸ばしていこうというような文脈の中で、現時点の魚粉からの脱却みたいなことは将来的に課題だろうと言われていて、そういう中の一つの大きな見込みのあるものがいわゆる昆虫とかなんですよね。既にもうコオロギなんかは食用になっている部分もあります。ミズアブなんかもありますけれども、これは確かにおっしゃるとおり水産法規からは外れてくるものですが、いわゆる陸上の建物の中でやるというということですから、そういう中で例えば排水だとか何かに制約はあるのかもしれませんが、水も出ないということであればそこもないですし、今のところは強い制約とか許可制みたいなことが掛かっているということではないんじゃないかと認識しています。

イトミミズだとかそういうのもペットの餌とかでやっており、その業態がどうなって

いるか余り詳しくないですけれども、そこに強い規制が掛かっているというのも聞いたことがありませんので、現時点では例えばそういうものであれば、そんなに制約はなく、かつ一方で種苗を増やしていただくとか養殖生産を高めていくという中で必要とされてくるもの、研究している部分もありますから、そういったこととあいまってこれからも進んでいくんじゃないかなというふうに考えておりますというか、それが実態ではないかというふうに思います。

それから、部会長からお話のあった消費者ニーズですが、はっきりとは書いていないですけれども、食のニーズというお話があったと思います。消費者というのは、基本的にはお魚を食べていらっしゃる方、栽培漁業で魚を増やしますけれども、出口、最後は漁業で獲って消費者たる日本国民を中心とした人々の口に入ることだと思しますので、そういったところのニーズというのがまず第一だということだと思します。

その上で、それができるかどうかとか開発を進めるべきかどうかというのは栽培漁業の方の領域になってきますので、そういったことも含めて進んでいきますが、最初はやはり食のニーズということじゃないかなというふうに思います。

結城委員の方からもあった国民への理解の醸成というところはおっしゃるとおりだと思いますので、今後とも理解醸成に努めていきたいし、なるべく分かりやすく今後プレゼンしていくようなことを考えたいと思います。ありがとうございました。

○山下部会長 いろいろな御意見、御質問を頂きまして、ありがとうございます。時間の関係もございまして、この辺りで本件については審議を終了したいと思います。

諮問のありました水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針（案）につきましては、特段修正しなければならない点はなかったかと思しますので、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

（「結構です」の声あり）

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、賛同いただいておりますので、そのように決定いたします。

それでは、続きまして、内水面漁業の振興に関する基本的な方針（案）について諮問を受けたいのですが、実は時間のことを御相談申し上げたいと思います。

冒頭、この審議会は17時までの予定であると申しましたけれども、その予定というのはもともと16時30分頃にこの話は終わるというシナリオだったんです。今もう50分を過ぎていますので、そういう意味では、このままいっても20分遅れになります。17時20分ぐらい

まで20分間ほどは延長させていただくということとし、もし次の御予定のある方はチャットにでもその旨お示しいただければというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

そうしていただいている間に諮問を受けたいと思うんですけれども、お願いいたします。

○内水面漁業振興室長 内水面漁業振興室長、柿沼でございます。よろしくお願いたします。

こちらにつきましても農林水産大臣、金子原二郎より水産政策審議会、田中会長に対する諮問でございます。

内水面漁業の振興に関する法律第9条第4項の規定に基づき、資料3-1から3-3の内水面漁業の振興に関する法律に基づく国の基本的な方針（案）について、貴審議会の意見を求めるものでございます。どうぞよろしくお願いたします。

○山下部会長 ただいま令和4年6月20日付で内水面漁業の振興に関する法律に基づく国の基本的な方針（案）について（諮問第394号）を受け取りました。事務局から説明をお願いたします。

○内水面漁業振興室長 それでは、諮問文を読み上げさせていただきます。

4水推第499号。令和4年6月20日。水産政策審議会会長、田中栄次殿。農林水産大臣、金子原二郎。

内水面漁業の振興に関する法律に基づく国の基本的な方針（案）について（諮問第394号）。

内水面漁業の振興に関する法律（平成26年法律第103号）第9条第4項の規定に基づき、別添の内水面漁業の振興に関する法律に基づく国の基本的な方針（案）について、貴審議会の意見を求めるというものでございます。

内水面漁業の振興に関します基本的な方針について御説明をいたします。

資料の方につきましては、その（諮問文）後ろに資料3-2から3-3、3-4と付いております。今回の改定に当たりましては、昨年7月13日に企画部会で内水面漁業・養殖業の現状、12月17日に同じく企画部会におきまして内水面漁業の振興に関する基本的な方針の変更について、本年4月11日に内水面漁業の振興に関する基本的な方針の見直し案についての案文を御説明させていただいてきたところです。このたび先般の審議会の議論を経まして、パブリックコメントを行い、また、各省協議を行いまして、内水面漁業の振興に関します基本的な方針を作成しております。

資料の方を御覧ください。

3-2、3-3、3-4は方針概要と新旧対照表、及び告示の案文となっております。今回、そのほかに後ろの方に参考資料3-1と参考資料3-2ということで、前回4月に御説明させていただいた後の修正点について、めぐる事情を付けております。今回はこの参考資料3-1の修正点につきましてポイントを絞って説明をさせていただきたいというふうに思っております。

こちらの方をざっと見ていただくとお分かりのとおり、修正につきましては、大変失礼ながら誤字がございまして、その誤字、それから、読みにくい漢字にルビを振る、漢字・平仮名の使い方といったところを読みやすくするというふうな観点での修正が一つ。用語につきまして、法律を引用しておりますので、法律を記載しているというところ。5ページのところに地域の活力創造本部の閣議決定という部分がございましたけれども、その後、閣議決定を踏まえて水産基本計画ができておりますので、水産基本計画に変更したこと。ALPS処理水の関係でございましてけれども、こちらにつきましては基本方針の着実な実行に向けたこれは行動計画（閣議決定）と書いてありましたけれども、正式にこれは関係閣僚会議決定ということでございまして、そちらの方へ修正をしているということでございます。

修正につきましてはそのような内容でございまして、基本的に4月に御説明をした内容から本文に関わります内容につきましての修正というのはございません。

それから、パブリックコメントを5月6日から6月4日に行っております。この中で延べ31件の意見が寄せられております。主な意見につきましてかいつまんで紹介をさせていただきます。

多面的機能に関しましては、漁業よりも多面的機能の方を主体とした内容とした方がよいのではないかというような意見が寄せられております。また、内水面漁業と観光業との連携というのは重要な取組でありまして、インバウンドも見据えて予算化をしてほしいというふうな期待というようなことが寄せられております。

内水面漁業の放流に関しましては、遺伝資源の攪乱、漁業の拡散、生物多様性に悪影響を与える、ニジマスやブラウントラウトなど外来種放流の懸念ということ等から、放流を見直すべきではないかというような意見が寄せられております。また、漁協が放流していますコイにつきましては、外来魚であるから駆除すべきというような意見も寄せられておりました。また、キャッチ・アンド・リリースにつきましては、これは推奨していく方が望ましいというような意見があります。

陸水環境に関しましては、これまで行ったハード事業の修復の必要性を前面に打ち出すというような意見。魚道、堰堤のスリット化を図るべきというような意見。機能を失った魚道につきましては機能回復すべきではないかとの意見がありました。

内水面漁協に関しまして、これまで漁協を中心とした内水面漁場の管理からほかの組織が管理できるような規制緩和もすべきではないかというような意見。漁協に代わって地域住民を主体に置き、レジャー等との協働を進めていくべきではないかというような意見。漁協の重要な取組をもっと周知してほしいというような意見。漁協の事業報告を公表すべきではないかというような意見。ICTの活用をより推進すべきではないかというような意見が寄せられております。

特定外来生物につきましては、十分な防除を推進すべきであり、特にコクチバスの防除を推進していくべきだというような意見。特定外来生物に関しまして特に重要な河川等につきまして、集中して根絶に力を注ぐというようなことの意見が寄せられております。

内水面資源の育成に関しましては、石倉に関しまして科学者等の第三者の助言を踏まえて行うべきではないかというような意見。ヒメマスの子苗確保が難しくなっている状況を改善してほしいというふうな意見。シラスウナギに関しまして、生物学的な許容漁獲量に基づき管理をしてほしいというような意見。受入量を含みますトレーサビリティの確保をしっかりと行ってほしいというような意見が寄せられております。

陸上養殖に関しましては、故意でも事故でも流出させた場合はきちんと処罰すべきではないかというような意見が寄せられております。そのほかにALPS処理水の関係で、これは内水面とは関係ないので削除すべきでないかというような意見。環境保全意識を高めて未来を見据えた方針としてほしいというような意見。森林ボランティアの活動をSNSで発信してほしい、また、それをサポートしてほしいというような意見。法律ができた頃と今とでは社会の環境が大きく変わっておりまして、漁場利用の権限方法は柔軟に対応できるようにすべきではないかというような意見がありました。

パブリックコメントで寄せられた意見につきましては、おおむね以上のとおりでございます。

様々な意見を頂いておりますけれども、今のこの共同漁業権の仕組みの下で組合の増殖義務を課されて行っておる取組の中ですと、意見はいろいろ頂いておりますが、全てそのまま酌み取るというところは難しい面もございます。一方で、例えば放流に関しましては、環境収容力、それから、放流に頼らない増殖というような取組も試行しておりますので、

頂いた意見はいろいろございますけれども、おおむねこの方針の中で対応できるものというふうに考えております。今回頂いた中でパブリックコメントの御意見に対しましては、丁寧に回答を作成して我々の考え方、政府の考え方をお伝えしていくというようなことにしたいというふうに思っております。

また、こうした意見も踏まえながら先々いろんなことを考えていくということにしていきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それから、法律の第9条の規定に基づきまして、国土交通大臣及び環境大臣に対して意見を求めておまして、同意が得られておりますということを御報告させていただきます。

前回の企画部会におきまして、吉川委員から5-1、第3のところの内水面に係ります水質の確保という項目に関しまして、水質の確保は地方公共団体による整備等だけではなくて、農業者や林業者の連携も必要になることから、そのようなことを盛り込めないかというような御意見を頂いておりました。

この項目は検討させていただきましたけれども、この項目は内水面漁業振興法第15条に基づきまして、国と地方公共団体の取組というところを記載させていただいております。国と地方公共団体の取組の中で内水面漁業の漁場環境再生のための取組を記載しておるところでございますけれども、その取組というのは委員御指摘の農業者、林業者の連携も包括して取り組んでいくということになりますので、このところを御理解いただければというふうに思っております。

駆け足になりましたけれども、私どもの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま事務局から説明のありました資料について御審議いただきたいと思いますが、何か御意見ございましたら挙手ボタンをクリックしてくださるようお願いいたします。また、時間が予定から過ぎておりますので、もし挙手していただいた方の中で後が詰まっていますというような方がいらっしゃったら、すみませんが、そちらを優先させていただきたいと思っております。

事務局の方からはどなたか挙手ボタン、挙げてくださっている方はいらっしゃいませんか。大丈夫ですか。

今のところ、挙手ボタンを押しておられる方はいらっしゃらないということです。

それから、前回、一度説明いただいているので、それについて確認いただいたというの

が今回の位置づけかと思いますが、川原委員から挙手いただきました。お願いいたします。

○川原特別委員 ありがとうございます。川原でございます。

一つ質問させていただきたいんですが、今御説明いただいた資料の6ページにニシキゴイの箇所があったかと思うんですが、海外からも注目されていて、国際商材として期待されているというのは、食材としての水産物だけでなく、なかなか興味深いものがございます。こちらで今ありました認証の取得というのは、これはどういった種類の認証になるのでしょうか。ちょっと不勉強で分からなかったもので、教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかには。窪川委員、お願いします。

○窪川特別委員 ありがとうございます。

一つだけです。5ページのカワウのところですが、令和5年度までに半減させる目標の達成を図るとあります。もちろん根拠があって書かれていますが、一応現状を簡単に教えていただければと思いました。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかには今のところいらっしゃらないように思いますので、それでは、事務局から今のお二方の質問にお答えをお願いします。

○内水面漁業振興室長 ニシキゴイにつきまして川原委員から御質問がありましたけれども、こちらにつきましては、ニシキゴイの用語。例えば紅白とか大正三色、昭和三色等々、そういったニシキゴイの品種といいますか、模様の種類があるんですけども、そういった模様の用語をJASの規格におきまして定義づけをしておるところでございます。例えば紅白というのはこういうものだ、昭和三色というのはこういうもの、大正三色というのはこういうものということを言葉で定義づけをしております、そちらをJAS規格で登録しておるといったようなことでございます。

それから、窪川委員からございましたカワウの関係でございます。カワウにつきましては、（被害を与えるカワウをR5年度までに）半減させるという取組をやっておるんですが、なかなか今難しいところございまして、27年度4万3千羽から29年度には3万2千羽に減少してきたんですが、その後リバウンドをしております、現在3万7千羽になっていると推定されております。半減の目標が4万3千羽を2万1.5千羽にするというよ

うなところをございまして、なかなか目標の達成は今の状況ですと厳しいというところをございます。

ただ、ここにつきましては、引き続き取組をやっていくというところと、この期間の間に取り組んだ内容を再度検証して、また技術開発等々もやっておりますので、そちらも推進しながらどうしたことがより効果的かというところ、また、被害状況を見ながらいろんな対応を考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかには御意見ないでしょうか。よろしいですか。

それでは、諮問のありました内水面漁業の振興に関する法律に基づく国の基本的な方針（案）につきましては、原案どおり承認をしてよろしいでしょうか。

賛同のサインを頂いております。ありがとうございます。

では、異議がないようですので、そのように決定をいたします。

諮問事項についての審議は以上です。

それでは、両方とも修正がございませんので、諮問第393号、394号については確認のために答申書を読み上げさせていただきます。

答申書。

4 水審第11号。

令和4年6月20日。

農林水産大臣、金子原二郎殿。

水産政策審議会会長、田中栄次。

令和4年6月20日（月）に開催された水産政策審議会第99回企画部会における審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが妥当であると認める。記。

諮問第393号 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針（案）について。

諮問第394号 内水面漁業の振興に関する法律に基づく国の基本的な方針（案）について。

以上です。

それでは、この答申書を廣野増殖推進部長にお渡しいたします。

(答申書 手交)

○山下部会長 ただいまお渡しいたしました。

以上で本日の審議は全て終了いたしました。

最後に、その他についてでございますが、水産庁さんの方から連絡事項がございましたらお願いいたします。

○栽培養殖課長 栽培養殖課長でございます。

委員の皆様、本日は御審議を頂きまして、大変ありがとうございました。委員の皆様方におかれましては、御多忙の折、企画部会に御出席いただき、貴重な御意見、御指導を賜りましたことを厚く御礼申し上げます。

時間が少し超過いたしまして、失礼いたしました。

事務局からは以上でございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして本日の企画部会を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。